

大分市が発注する測量等の契約に係る指名基準について

建設工事に関する測量、地質調査、建設コンサルタント業務及び補償コンサルタント業務（以下「測量等」という。）の契約については、有資格業者（大分市測量・建設コンサルタント業務等競争入札参加資格審査要綱（平成１７年大分市告示第１７００号）により資格の認定を受けた者をいう。）のうちから、次に掲げる事項を総合勘案して指名すること。

１．不誠実な行為の有無

次の事項に該当する場合は指名しないこと。

- （１）大分市建設工事等に係る指名停止等の措置に関する要綱（平成１２年大分市告示第４７７号）に基づく指名停止期間中である場合
- （２）大分市が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱（平成２４年大分市告示第３７７号）に基づく排除措置期間中である場合
- （３）市発注の測量等の契約に関し、当該業務に関わる秘密保持を怠る等契約の履行が不誠実であり、当該状態が継続していることから契約の相手方として不適当であると認められる場合

２．経営状況

次の事項に該当する場合は指名しないこと。

- （１）銀行取引停止、主要取引先からの取引停止等の事実があり、客観的に経営状況が不健全であると判断される場合
- （２）破産法（平成１６年法律第７５号）第１８条又は第１９条の規定に基づく破産手続開始の申立てがなされた場合
- （３）会社更生法（平成１４年法律第１５４号）第１７条の規定に基づく更生手続開始の申立てがなされた場合（更生計画の認可が決定されたものを除く。）
- （４）民事再生法（平成１１年法律第２２５号）第２１条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた場合（再生計画の認可の決定が確定されたものを除く。）

３．業務成績

測量等の業務成績に関し、次の事項に留意するものとする。

- （１）業務成績が優良であるかどうかを総合的に勘案すること。
- （２）表彰状又は感謝状を受けていること等業務の成績が特に優良である場合は、これを十分尊重すること。

４．受注及び手持業務の状況

当該年度の指名及び受注状況、手持業務の件数、技術職員の保有状況からみて当該業務を実施する能力があるかどうかを総合的に勘案すること。

５．当該業務についての技術的適性

次の事項に該当するかどうかを総合的に勘案すること。

- （１）当該業務と同種又は類似業務について相当の実績があること。

- (2) 当該業務の遂行に必要な設計、調査等の技術的水準と同程度と認められる技術的水準の類似業務について実績があること。
- (3) 地形、地質等自然的条件、周辺環境条件等が当該業務の作業条件と同等と認められる作業条件の業務について実績があること。
- (4) 当該業務の作業項目に応じ、必要と認められる有資格職員が確保できると認められること。

6. 安全管理の状況

- (1) 安全管理の改善に関し労働基準監督署等からの指導があり、これに対する改善を行わない状態が継続している場合であって、明らかに契約の相手方として不適当であると認められるときは、指名しないこと。
- (2) 安全管理の状況が優良であるかどうかを総合的に勘案すること。

7. 労働福祉の状況

- (1) 建設労働者の雇用及び労働条件の改善に取り組み、表彰状を受けていること等労働福祉の状況が特に優良である場合は、十分尊重すること。
- (2) 賃金不払に関する厚生労働省からの通報があり、当該状況が継続している場合であって、明らかに契約の相手方として不適当であると認められるときは指名しないこと。

8. 指名の取消し

指名業者の選定後、当該業者が本基準に抵触した場合は、当該指名を取消すものとする。

附 則

この基準は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成17年6月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成24年6月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成31年4月1日から施行する。